

新潟県条例第18号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p><b>第3条</b> 義務教育諸学校等の教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第3イの表、ロの表又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の適用を受ける者に限る。第3項、<u>第7条及び第8条</u>において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p><b>第3条</b> 義務教育諸学校等の教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第3イの表、ロの表又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p><b>第7条</b> 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第4条に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p><b>第7条</b> 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第4条に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p><b>第8条</b> <u>義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職</u></p>	

員の服務を監督する教育委員会の定めるところに  
より行うものとする。

**附 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。